

審査の結果の要旨

氏名 寺崎 弘昭

1986年7月22日イギリス下院において「体罰の廃棄」が一票差で可決、法制化された。このように現代に至るまで根強く残ったイギリスにおける体罰容認の伝統は、いったいどのような論理をもち、どのような理由で存続してきたのだろうか。本論文はこの問題を歴史研究として解明しようとしたものである。

1986年以前の体罰事件の判例の原点となったのは、1860年のホープリー裁判判決であった。ホープリー事件とは、イギリス南東部の町イーストボーンで自宅に3人の少年を住まわせ私学校を営んでいたトマス・ホープリーが、15歳の生徒を2時間余り鞭などで打撻し、死に至らしめた事件である。ホープリーは事前に少年の強情さを矯正するために体罰を加えることを父親に申し出、その返事に基づいて体罰を加えたものであった。

判決は重懲役4年で、18世紀の英法注釈書ブラックストーンの『英法釈義』に基づいていた。そこでは、「親権力」の一部たる「穏やかで理性的」な「懲治の権力 (Power of Correction)」が *in loco parentis* (親代わり) 論によって教師に委任され、教師による教育の根柢となっていた。事件はセンセーショナルに報道されたものの、内容についての論評は少なかった。そのなかで、「ブリテン初の教育学教授」とされるトマス・ペインが論評を加えているが、それはあからさまに強圧的な教育に代えて「寝ずの番をする管理」(ミシェル・フーコー) としての教育を主張するもので、実際上体罰放棄を拒否するものであった。また、被告ホープリーも獄中から教育論を発表しているが、彼の依拠したのはジョン・ロックの教育論であった。ロックはこれまで体罰否定論者として理解されることが多いが、実は、否定したのは「奴隸的身体的罰」としての体罰であり、「内面的」罰としての体罰を「懲治」として保持している。「懲治」は懲治監（乞食・浮浪者を勤勉へと矯正する施設）などと関わる概念であり、近代国家にはこのような機能をもつものが遍在している。そこでロックの教育論全体が「懲治」を軸にとらえ直され、事件の関係者の主張を検討した結果、関係者の全体をとらえているのは、ロックの教育論の構図であり、懲治としての体罰を教育論の機軸とする考え方であったことが明らかにされるのである。

以上、本論文がイギリスの体罰容認伝統がもつ論理構造を明らかにしたことの意義は大変大きいが、他にも次のような研究史への貢献が認められる。第一に、これまでこの事件にはほとんど注意を払われておらず、本論文において初めて事実関係が詳細に明らかにされた。とりわけ被告本人の教育論の発見は重要である。第二に、ロックの教育論の新たな理解、フーコーの管理・統治論の教育史に照らしての吟味など、教育思想史研究としても新たな面を開くものといえる。第三に、思想史研究といえば著名な思想家が対象となり、人々の教育観までを対象とすることは必要とされながらもなかなか行われていないが、本論文は体罰を巡る人々の常識的な考え方を析出することに成功しており、歴史研究の方法としても実験的、意欲的である。

以上のように本論文は、教育史研究、体罰研究に対しきわめて刺激的な問題を提示しており、博士の学位に十分値する論文と認められる。